

北海道釧路東高等学校同窓会(永友会)会則

- 第 1 条(名称) 本会は、北海道釧路東高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条(目的) 本会は、会員相互の親睦をはかり母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条(会員) (1)正会員 北海道釧路東高等学校を卒業した者及び在学した経歴を持ち会員の推薦により役員会で承認されたもの。
(2)特別会員 母校教職員及び母校に勤務したことのある教職員。
- 第 4 条(事務局) 本会は、事務局を北海道釧路東高等学校内に置き、事務局担当役員(若干名)を役員会で推薦する。
本会は、役員会の承認を得て支部を設置することができる。
- 第 5 条(役員) 本会は、次の役員を置く。
会長 1名(総会で選出) 本会を代表し会務を総括する。
副会長 若干名(総会で選出) 会長を補佐し会長に事故あるときは職務を代行する。
幹事長 1名(役員会で推薦) 幹事の職務を総括する。
副幹事長 若干名(役員会で推薦) 幹事長を補佐する。
会計 2名(役員会で推薦) 会計事務を掌る。
監査 2名(総会で選出) 会計を監査する。
顧問 若干名(役員会で推薦) 本会の会務に助言する。
幹事 若干名(各期毎に推薦) 会務を処理する。
- 第 6 条(任期) 役員の内任期は2年とし再任を妨げない。途中で欠員が生じたときは役員会で決定する。ただし、任期は前任者の残期間とする。
- 第 7 条(事業) 本会は、次の事業を行う。
(1)会員の親睦をはかる事項
(2)母校の諸行事の後援
(3)支部と連絡ならびに支部の設置助成
(4)その他必要と認めた事項
- 第 8 条(会合) 本会は、次の会合を行う。
(1)定期総会(隔年毎)決議は出席会員の過半数による。
(2)臨時総会(役員会が必要と認めたとき)
(3)役員会(会長・副会長・幹事長・副幹事長・会計・監査・顧問で組織し、必要に応じて会長が招集する)
(4)役員・幹事会(必要に応じて会長が招集し、主に会の事業・総会について協議する)
- 第 9 条(経費) 本会の経費は、寄附金及び会員の入会金による。
(入会金1人2,000円)
- 第 10 条(会計) 本会の会計年度は、毎年10月1日～翌年9月30日迄とする。
- 第 11 条(帳簿) 本会に、次の簿冊を備える。
(1)会員名簿
(2)会計簿
(3)その他必要な簿冊
- 第 12 条(細則) 本会の運営による細則は別に定める。
- 第 13 条(会則の改正) 本会の会則は、総会の決議に於いて出席会員の3分の2以上の賛成がなければ改廃することはできない。
- (附 則) この会則は、昭和56年 4月 1日より施行する。
昭和63年10月23日一部改正
平成 6 年 8月27日一部改正
平成17年10月15日一部改正
平成29年10月 8日一部改正

